

平群町立学童保育所運営規程

(学童保育所運営事項)

1 目的及び方針

放課後、家に帰っても児童を保護する者がいない児童に対し、安全な遊び場を与え、良い生活習慣を養うため、一定時間保育することを目的及び方針とします。

2 管理機関

平群町

3 実施学童保育所・所在地・電話番号及び定員

学童保育所1	(平群小学校区)	吉新2-2-13	☎45-2272	58名
学童保育所2	(平群小学校区)	吉新2-2-13	☎45-2272	58名
北学童保育所1	(平群北小学校区)	緑ヶ丘1-4-1	☎45-1122	55名
北学童保育所2	(平群北小学校区)	緑ヶ丘1-4-1	☎45-1122	33名
南学童保育所1	(平群南小学校区)	椿井820	☎45-0331	38名
南学童保育所2	(平群南小学校区)	椿井820	☎45-0331	38名

4 実施期間及び時間

- (1) 実施期間 毎年4月入所から翌年3月31日まで
(2) 実施時間 平日の放課後から午後7時30分まで
学校の休業日は午前8時から午後7時30分まで

5 休所日

- (1) 日曜、祝日、12月29日～1月3日
(2) 第2・4土曜日
(3) 自然災害等により警報が発令された時
(4) その他、平群町が特に定めた日

6 保育内容

- (1) 健康で安全な遊びを通じての生活指導(学習の補充はしません。)
(2) 適当な休息、運動、自由読書、自由学習など。
(3) 集団的運動、レクリエーション、周辺散策、ハイキングなど適宜行うことがあります。

7 配置職員数

学童保育所1	放課後児童支援員及び補助員 4名
学童保育所2	放課後児童支援員及び補助員 3名
北学童保育所1	放課後児童支援員及び補助員 4名
北学童保育所2	放課後児童支援員及び補助員 3名
南学童保育所1	放課後児童支援員及び補助員 3名
南学童保育所2	放課後児童支援員及び補助員 3名

8 入所条件

平群町立小学校に在籍し、放課後帰宅しても家族（両親・祖父母等）が不在のため、保育ができない家庭の児童であること。

なお、家族が同居でも病気などにより保育ができない場合も含みます。（申込時に診断書が必要です。）

9 入所及び退所の手続き

- (1) 学童保育所に入所を希望する児童の保護者は、所定の申込書に必要事項を記入し、
学童保育所または平群町こども支援課に提出するものとします。
- (2) 申込書には同居している家族（両親・兄妹姉妹・祖父母等）全員について記入してください。
- (3) 入所申込みに対しての可否は、平群町が決定します。
- (4) 入所を許可した場合、平群町は保護者にその旨を通知します。
- (5) 申込み内容に変更が生じた場合、保護者は平群町こども支援課に申し出てください。
- (6) 新1年生の児童が春休みから登所する場合は、それまでに学童保育所へ連絡し、持ち物等の確認を行ってください。
- (7) 学童保育所を退所するときは、保護者は退所届を学童保育所または平群町こども支援課へ退所希望日の属する月の末日までに提出するものとします。

10 入所の制限

- (1) 定員超過の場合は、低学年から順に入所を許可するものとします。
- (2) 8項に規定する入所条件を欠くに至ったとき。
- (3) その他、管理運営上、平群町が不適当と認めたとき。

11 保育料等

保育料	月額	3,000 円
	同一世帯において2人目	2,000 円
	〃	3人目以降 0 円

教材費	月額	500 円
おやつ代	月額	1,800 円

※教材費・おやつ代は、月のうち1日でも出席したときは全額負担するものとします。

※月途中の入退所の場合、保育料の日割り計算は行いません。

※教育委員会の就学援助制度の該当者は、保育料等が減免されます。

12 送迎

児童の安全確保のため、学童保育所への送迎については開所時間内に保護者または18歳以上の同居家族が行ってください。

やむを得ず、閉所時間に迎えが間に合わない場合については、必ず学童保育所へ連絡してください。また、児童のみを帰宅させることは行いません。

13 昼食

学校で給食のない日は、保護者において昼食を用意するものとします。

また、新1年生の給食開始までの期間についても、保護者において昼食を用意するものとします。

長期休暇中お弁当を希望する方は、注文して利用することが可能です。利用方法や、金額等については別途お配りする資料よりご確認下さい。

14 学童保育中に怪我等の事故があったときは、応急の処置に努めますが、治療費については学童加入の傷害保険をご案内します。

15 児童が学童の施設や備品、指導員の眼鏡等を破損させたときは、原状回復にかかる費用等は、保護者が全て負担するものとします。

16 学童保育時間外に発生した事象については、保護者の責任とします。

17 非常災害対策

緊急時の対応マニュアルを策定し、各学童保育所において定期的に避難訓練を実施します。

18 虐待防止

日頃より保護者との連絡は密にとり、児童虐待の早期発見に努めます。

また、必要に応じて関係機関と連携し対応を図ります。

19 入所児童の事情で保育ができない状況となり、学童保育所の利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

平群町立学童保育所内における緊急対応時についての取決事項

◎警報発令時の対応について

※警報は、NHK 放送を基本とします。

《対象となる警報》

暴風・大雨洪水・大雨・洪水・大雪等が奈良県全域や平群町に発令されたとき

午前 7 時現在発令中

学童保育所は 1 日休所となります。

午前 7 時以降及び開所時間中に発令された場合

その時点で休所となりますので、迎えをお願いします。

なお、警報が解除されても、その日は休所とします。

◎地震・火災等発生時の対応について

学童保育所に被害が発生し、保育に支障をきたすと判断した場合は連絡をしますので、直ちに迎えに来てください。

また、地震・火災等の状況により電話が不通になる場合がありますので、状況に応じて迎えをお願いします。

※悪天候が予想される場合は、ニュースや天気予報に気をつけていただき、急な休所にも対応できるよう、ご協力をお願いします。

◎学校感染症等による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖時の対応について

《主な学校感染症》

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）・風疹・水痘（水ぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・新型コロナウィルス感染症等

学級閉鎖　　原則として、その学級の児童全員を対象に学童保育所への登所を停止します。

学年閉鎖　　原則として、その学年の児童全員を対象に学童保育所への登所を停止します。

学校閉鎖　　全児童を対象に登所を停止します。

※感染拡大を可能な限り阻止し、被害を最小限に抑えるためにもご理解とご協力をお願いします。

【学童保育運営上、上記とは異なる対応を取ることもありますので、ご了承ください。】

平群町